

町田市職員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年(2013年) 3 月 1 1 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市職員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例

町田市職員の期末手当支給に関する条例（昭和３３年７月町田市条例第３４号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「３月に支給する場合においては１００分の３０、６月に支給する場合においては１００分の１１５、１２月に支給する場合においては１００分の１３０」を「別表第１の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合」に、「別表」を「別表第２」に改め、同条第２項中「前項」の次に「及び別表第１」を、「合計額」と、」の次に「同表中」を、「１００分の６５」の次に「と、「１００分の８７．５」とあるのは「１００分の４２．５」と、「１００分の１０２．５」とあるのは「１００分の５７．５」と、「１００分の７７．５」とあるのは「１００分の４２．５」と、「１００分の９２．５」とあるのは「１００分の５７．５」を加える。

別表中「別表」を「別表第２（第３条関係）」に改め、同表を別表第２とし、附則の次に次の１表を加える。

別表第１（第３条関係）

職員の区分	割合		
	３月に支給する場合	６月に支給する場合	１２月に支給する場合
第２条に規定する職員のうち次に掲げる職員以外のもの	１００分の３０	１００分の１１５	１００分の１３０
行政職給料表（１）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が５級である職員、医療職給料表	１００分の３０	１００分の８７．５	１００分の１０２．５

(1) の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が 2 級である職員 (町田市一般職の職員の給与に関する条例第 8 条の 2 第 1 項の規定により管理職手当の支給を受けるものに限る。) 又は医療職給料表 (2) 若しくは医療職給料表 (3) の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が 5 級である職員			
行政職給料表 (1) の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が 6 級である職員又は医療職給料表 (1) の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が 3 級である職員	1 0 0 分の 3 0	1 0 0 分の 7 7 . 5	1 0 0 分の 9 2 . 5

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

改正後	改正前
(支給額及び支給割合) 第 3 条 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前条後段に規定する者にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において、職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に別表第 1 の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前 3 箇月以内(基準日が 12 月 1 日であるときは、6 箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第 2 に定める割合を乗じて得た額とする。 2 法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項若しくは第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成 14 年法律第 48 号。以下「任期付職員法」という。)第 5 条の規定により採用された職員に対する前項及び別表第 1 の規定の適用については、同項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と、同表中「100 分の 30」とあるのは「100 分の 25」と、「100 分の 115」とあるのは「100 分の 55」と、「100 分の 130」とあるのは「100 分の 65」と、「100 分の 87.5」とあるのは「100 分の 42.5」と、「100 分の 102.5」とあるのは「100 分の 57.5」と、「100 分の 77.5」とあるのは「100 分の 42.5」と、「100 分の 92.5」とあるのは「100 分の 57.5」とする。 3・4 略	(支給額及び支給割合) 第 3 条 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前条後段に規定する者にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において、職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に 3 月に支給する場合においては 100 分の 30、6 月に支給する場合においては 100 分の 115、12 月に支給する場合においては 100 分の 130 を乗じて得た額に、基準日以前 3 箇月以内(基準日が 12 月 1 日であるときは、6 箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表に定める割合を乗じて得た額とする。 2 法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項若しくは第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成 14 年法律第 48 号。以下「任期付職員法」という。)第 5 条の規定により採用された職員に対する前項の規定の適用については、同項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と、「100 分の 30」とあるのは「100 分の 25」と、「100 分の 115」とあるのは「100 分の 55」と、「100 分の 130」とあるのは「100 分の 65」とする。 3・4 略

町田市職員の期末手当支給に関する条例新旧対照表（改正後）

__部分は改正部分

別表第1（第3条関係）

職員の区分	割合		
	3月に支給する場合	6月に支給する場合	12月に支給する場合
第2条に規定する職員のうち次に掲げる職員以外のもの	100分の30	100分の115	100分の130
行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員、医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が2級である職員(町田市一般職の職員の給与に関する条例第8条の2第1項の規定により管理職手当の支給を受けるものに限る。)又は医療職給料表(2)若しくは医療職給料表(3)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員	100分の30	100分の87.5	100分の102.5
行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が6級である職員又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が3級である職員	100分の30	100分の77.5	100分の92.5

別表第2（第3条関係）

略

町田市職員の期末手当支給に関する条例新旧対照表（改正前）

別表

略
